

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年1月28日開催 主要行等]

1. 大雪による災害に対する金融上の措置について

- 昨年12月及び本年1月の大雪による災害により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、新潟県、秋田県、福井県、富山県に災害救助法の適用がなされ、これを受け、関東財務局、東北財務局、北陸財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 緊急事態宣言を踏まえた事業者支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、1月7日、緊急事態宣言が発出された。また、13日には対象区域が拡大されたところ。
- 緊急事態宣言を踏まえて、7日に、金融担当大臣より、緊急事態宣言下での金融機関の対顧客業務について、緊急事態宣言対象区域に限らず、感染拡大防止に最大限努めていただくとともに、店舗を開いて、事業者の資金繰り支援を始め、必要な業務の継続を、要請等させていただいた。金融機関においては、こうした大変な状況下であるが、引き続き、感染拡大防止と必要業務の継続に努めていただくよう宜しくお願いしたい。
- これまで金融機関においては、事業者支援等に多大なご協力をいただいていたところであるが、Go To キャンペーンの一時停止や緊急事態宣言の発出などの影響を直接に受ける事業者や、これら事業者に納入する事業者の売上減など、様々な影響が懸念されることから、12月17日及び1月19日に、大臣名で資金繰り支援等に係る要請をさせていただいたところ。
- こうした要請を十分に踏まえ、顧客からの相談への丁寧な対応、新規融

資の積極的な実施、据置期間が到来する貸出について、据置期間の延長等の措置を講じるなどの条件変更の柔軟な対応、資本金劣後ローン等も活用した本業支援など、顧客の事情・ニーズに合った支援策を適時適切に講じること努めていただきたい。金融庁としても、宣言発出による地域経済への影響等について、注視していきたいと考えており、金融機関の皆様から地域経済の状況等について伺うこともあると思うが、引き続きご協力をお願いしたい。

3. 各国の新型コロナウイルス感染症への対応について

- 1月7日以降、一部地域を対象に緊急事態宣言が発令されたが、諸外国においても再度ロックダウン措置を取る国があるなど、世界的に新型コロナウイルス感染症が再び拡大傾向にある。こうした中、国際的には、英国でコロナ対応融資スキームが本年3月まで延長されたほか、米国で昨年12月に成立したコロナ対応の経済対策（第4弾）において、給与保護プログラム（PPP: Paycheck Protection Program）へ追加予算措置が取られるなど、コロナ対応措置を延長する動向も見られる。
- 一方で、欧米ではワクチン接種が開始されている中、今後いずれかのタイミングでは、コロナ対応の臨時措置の終了を見据え、出口戦略の課題等について国際的にも議論が進展すると考えている。非常に難しいが、重要な課題であるので、コロナ後の社会の構造変化や中長期的な経済成長への影響も見据え、国際的に協調しながら議論を進めたい。

4. 緊急事態宣言下における金融モニタリングについて

- 緊急事態宣言の発出を受け、金融モニタリングについては、各金融機関の出勤制限などの事情や、各自治体独自の方針など地域の事情を十分に考慮した上で、実施の可否・手法を判断する。
- 実施する際には積極的にリモートを活用することとし、金融機関の了承を得た上でやむを得ず対面で行う場合には、感染防止対策を徹底する。

5. 外部専門家による金融庁モニタリングの品質に関する評価の実施について

て

- 外部専門家（コンサルタント）による、金融機関へのアンケート等を通じた金融庁モニタリングの品質評価を、平成 29 事務年度から毎年実施。
- 今回は、テーマを①日銀考査との重複感や、②コロナ禍での非対面でのモニタリングにかかる負担感などに絞って、実施する。
- この調査は、モニタリング品質管理上重要な調査であり、率直なご意見をいただきたい。

6. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」について

- 金融庁では、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において、事業継続を支えられる望ましい融資・再生実務のあり方について検討を進め、昨年 12 月 25 日に、事業全体に対する担保権の導入に向けた論点を整理し、公表している。
- 今後、法務省・法制審議会への問題提起などを通じて、法改正の議論に貢献していきたいと考えている。事業者支援を進めやすくなるような環境を整えていくために、金融機関の皆様方からも、実務の観点から、ご意見を頂戴していきたい。今後、担当者レベルでのご説明の場も持たせていただく予定であり、その際にも活発な意見交換をお願いしたい。

7. 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」報告書について

- 1 月 14 日、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」（事務局：全国銀行資金決済ネットワーク（以下、「全銀ネット」という。)) による報告書が公表された。
- 報告書に盛り込まれた「全銀システムの参加資格拡大」や「多頻度小口決済の利便性向上」は、政府の成長戦略上の課題でもあり、金融庁としても、経済取引のキャッシュレス化等の社会的課題に対応し、決済における利用

者利便の向上を図る上で重要な取組であると考えている。

- 本タスクフォースの議論に対する銀行界の建設的な関与に敬意を表するとともに、今後、本報告書で示された方向性を実現すべく、関係者による取組が着実に進められることを期待したい。
- 金融庁としても、タスクフォース報告書を踏まえた今後の資金決済システムの見直しに伴い、決済の安定性が損なわれないよう、全銀ネットや日本銀行とも連携しつつ、必要な監督上の対応を行っていく。

8. ドコモ口座等を通じた不正出金事案を踏まえた「主要行等向けの総合的な監督指針」の改正案について

- ドコモ口座等を通じた不正出金事案を受け、昨年 12 月 25 日から本年 1 月 25 日まで、「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正案のパブリックコメントを実施した。各金融機関からもコメントやご意見をいただいた。ご協力に感謝したい。
- 改正案では、資金移動業者等が提供する決済サービスと預金口座とを連携する際における、連携先と協力したサービス全体のリスク評価の実施、連携時における実効的な要素を組み合わせた多要素認証などの不正防止策の実施、補償方針の策定・周知、相談態勢の整備等について求めており、パブリックコメント実施期間に寄せられたコメントを踏まえた調整を行った上で、速やかに施行したいと考えている。
- 各金融機関においては、全国銀行協会の『資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン』を踏まえ、既にその対応に取り組んでいると認識しているが、今後、サービスを提供し、あるいは一時停止しているサービスを再開するに当たっては、資金移動業者等とも十分に連携の上、その内容を踏まえた対応を着実に履行していただく必要があると考えている。
- また、リスク分析、リスク軽減策の策定・実施、当該軽減策の評価・見直しからなる PDCA サイクルを回していくことも重要であると考えており、顧客利便性の向上及びセキュリティの確保といった観点を踏まえ、適切な業務運営に取り組んでいただきたい。

9. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- 今般、F A T Fは、本年2月に予定していた対日相互審査の結果に関する議論について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、更に延期し、6月の全体会合で行う旨を公表。
- F A T F審査については継続して行われており、金融庁では日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう対応していく。
- 各金融機関におかれては、リスクベース・アプローチに基づいたマネロン・テロ資金供与対策に、一層取り組んでいただきたい。

10. 顧客本位の業務運営について

- 金融審議会報告書の提言を踏まえ、1月15日、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂版が公表された。同報告書においては、「金融庁による採択事業者のリストの公表について、各金融事業者の取組方針や取組状況を項目ごとに比較できるようにすること」が提言されている。
- 現在、各金融事業者の取組方針等の比較方法や金融庁への報告様式等について検討している。

11. 成年後見制度に係る利便性向上に向けた取組について

- 成年後見制度に係る銀行実務の取扱いについては、適切に対応いただいているものと承知している。他方、高齢化社会の進展に伴い、今後、ますます制度利用者の増加が見込まれるところ。
- そのような中、「行政苦情救済推進会議」や「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」において、既存口座への後見設定時の被後見人の本人確認書類や後見人の選任届出時等における実印及び印鑑登録証明書の徴求について、意見・提案が寄せられている。
- これらに関して、全国銀行協会あて、監督局長名で文書を発出したので、その内容を踏まえ、各金融機関におかれては、成年後見制度に係る利便性向上に向けた取組を継続していただきたい。

12. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- 昨年12月、デジタル・ガバメント閣僚会議の下に設置されたワーキンググループで、マイナンバー制度等に関する報告書が取りまとめられた。
- 本報告書を踏まえ、
 - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み、
 - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み等の創設に向け、今国会に所要の法律案が提出される予定。

13. 国際金融センターについて

- 昨年12月8日の経済対策において、国際金融センターの実現に向けた政策パッケージが取りまとめられた。金融規制の見直しや金融資本市場の魅力向上のほか、税制、金融行政の英語化、創業生活支援についての施策が盛り込まれている。
- こうした取組について、関係省庁及び意欲ある地方自治体・民間と連携し、積極的にプロモーションを行い、海外の金融機関や高度金融人材を呼び込む。

14. 中央銀行総裁・監督当局長官グループによるプレスリリースについて

- 昨年11月末、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループにより、バーゼル委の活動内容の見直しの基本方針が承認された。
- 具体的には、
 - ・ 世界金融危機後の対応としてのバーゼルⅢの策定に終止符を打つこと、
 - ・ バーゼルⅢ関連の今後の活動は、①各国におけるバーゼルⅢの実施状況のモニタリングや、②バーゼルⅢの有効性に関するエビデンスに基づいた評価作業を焦点とすること、
 - ・ また、銀行システムにおける潜在的なリスク・脆弱性に対処するため、バーゼル委は、低金利環境を含む銀行セクターにおける構造的な変化や、

金融のデジタル化、及び気候関連金融リスクといった、新たな課題に注力していくこと、

などが合意された。

- 金融庁としては、皆様との意見交換等を通じながら、引き続き、こうした国際的な議論に積極的に参画していく。

15. 最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案について

- 昨年12月24日に、「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案」を公表。
- バーゼルⅢ最終化の国際合意については、本邦では2023年3月期からの実施を予定しており、国内実施に向けた告示改正案については、本年6月までを目途にパブリックコメントに付す予定。

16. サステナブルファイナンスに係る国際的な動向について

- 本年は、11月に英国で開催される気候変動枠組条約締約国会議（COP26）に向けて、各国における気候変動対策の動きが加速するとみられる。脱炭素に向けた民間資金動員、気候関連開示の推進、金融機関の気候関連リスク管理といった観点を中心に、気候変動関連ファイナンスへの国際的な関心は今後一層高まる見込み。従前から、欧州の取組が先行していたが、米国でも、昨年秋に米国連邦準備理事会（FRB）が公表した金融安定報告書において金融安定リスクの一つとして初めて気候変動が取り上げられたほか、バイデン新政権も気候問題を主要課題と位置付け、既にパリ協定への復帰に関する文書に署名した。大統領選挙時の民主党政策綱領においても、2050年までのネットゼロの達成、上場企業に対する気候関連リスクと温室効果ガス排出量の開示義務化を掲げていた。
- 国際的な動きが非常に速い分野であるので、金融庁としても国際的な議論の場に積極的に参加しつつ、皆さまと密接に意見交換・情報交換を行い、対応を進めていきたい。

17. サステナブルファイナンス有識者会議の設置について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要であり、そのための課題や対応策を検討するため、有識者会議を設置し、1月21日に第1回会合を開催。
- 今後、有識者会議では①金融機関によるサステナブルファイナンスの推進、②金融資本市場を通じた投資家への投資機会の提供、③企業による気候関連開示の充実、等のテーマについて検討。
- 各銀行グループとは、サステナブルファイナンスの推進や気候変動リスクの管理等について、日本銀行や海外当局とも連携・意見交換しつつ、これまでの気候変動リスク開示（TCFD等）の取組等も尊重しながら、シナリオ分析といった具体的な手法を含め幅広く議論していきたい。

18. TPP11、RCEP等を見据えた我が国企業への支援について

- わが国の通商交渉においては、近年①2018年12月にTPP（TPP11）、②2019年2月に日EU・EPA、③2020年1月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定、さらに今般④日英EPAが発効し、⑤2020年11月にRCEP（地域的な包括的経済連携）が署名される等、大きな進展があった。
- このような進展を受け、政府全体として、本邦企業の海外進出や国内産業の競争力強化等を図るため、「総合的なTPP等関連政策大綱」を昨年12月8日に改訂したところ。
- 各金融機関におかれては、海外進出や経営改革等に動き出す企業・事業者を適切に後押しするよう、必要に応じ公的機関等とも連携しながら、海外進出や経営改革等に係る支援ニーズを的確に把握し、適切な情報提供や助言、資金提供等を行うことにより、金融仲介機能を十分に発揮していただくようよろしくお願いしたい。

（以 上）